

## 労働時間適正化キャンペーンの実施について

「労使の協力で進めよう 労働時間の適正化」  
～平成22年4月1日から改正労働基準法が施行されます～

厚生労働省では、過重労働による健康障害や賃金不払残業等の解消を図ることを目的に11月に「労働時間適正化キャンペーン」を実施します。この機会に長時間労働の抑制等の労働時間の適正化に向けた取組を進めていただくようお願いいたします。

本キャンペーンの一環として、東京労働局では、フリーダイヤルによる「労働時間相談ダイヤル」を設置し、首都圏で働く人々や事業主等からの相談に応じることをしています。ご相談をお待ちしています。

日 時 平成21年11月21日(土) (「勤労感謝の日」の前々日)  
午前9時～午後5時

電話番号 フリーダイヤル: 0120-794-713

内容の詳細は、別紙「平成21年度労働時間適正化キャンペーン実施要領」のとおりです。

つきましては、貴職におかれましても、本キャンペーンの趣旨をご理解の上、同封のポスターの掲示、リーフレットの配布のほか、別紙等の掲載文例を参考とした広報紙への掲載等について、ご協力をお願い申し上げます。

(同封の資料)

「労働時間適正化キャンペーン」ポスター及びリーフレット

東京労働局労働基準部監査課  
担当 梅嶋・深澤  
電話 03-3512-1612  
FAX 03-3512-1556